

香川県医療的ケア看護職員（学校看護師）希望者登録実施要綱

（目的）

第1条 香川県内の市町（学校組合）立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校並びに県立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）において、医療的ケア看護職員（以下「学校看護師」という。）を継続的に確保し、医療的ケアの必要な児童生徒の安心・安全な学習環境を整備するとともに、保護者の負担を軽減するため、香川県教育委員会において、学校看護師として勤務することを希望する者を登録し、学校等において学校看護師を配置する必要がある際に、登録者の連絡先等情報を市町教育委員会及び学校組合（以下「市町教育委員会等」という。）並びに県立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）に提供する。

（登録することができる者）

第2条 学校看護師として登録することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第3項に規定する看護師の免許を現に受け、かつ、病院等での臨床経験がある者
- （2） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者

（登録手続き）

第3条 学校看護師として登録されることを希望する者は、香川県医療的ケア看護職員（学校看護師）登録申込書（別紙様式1）を香川県教育委員会事務局特別支援教育課（以下「県教育委員会」という。）に提出する。

- 2 県教育委員会は、提出された登録申込書の内容を確認し、香川県医療的ケア看護職員（学校看護師）登録者名簿（以下「名簿」という。）に登録する。
- 3 県教育委員会は、登録申込者を名簿に登録したときは、当該登録申込者に対し、香川県医療的ケア看護職員（学校看護師）登録通知書（別紙様式2）により通知する。

（名簿登録者の連絡先等情報の提供）

第4条 県教育委員会から、名簿登録者の連絡先等情報の提供を受けることができる者は、香川県内の市町教育委員会等及び県立学校とする。

- 2 市町教育委員会等及び県立学校は、名簿登録者の連絡先等情報の提供を受けようとするときは、香川県医療的ケア看護職員（学校看護師）登録情報提供依頼書（別紙様式3）を県教育委員会に提出する。
- 3 県教育委員会は、前項の依頼書の提出を受けた場合は、名簿登録者の希望する勤務地域（東讃地域（高松市を含む）、中讃地域、西讃地域、小豆地域及び県内全域をいう。）を確認し、該当する名簿登録者がいる場合は、香川県医療的ケア看護職員（学校看護師）登録情報提供書（別紙様式4）に当該名簿登録者の登録申込書の写しを添付して、前項の市町教育委員会等及び県立学校に送付する。

（学校看護師の選考）

第5条 前条第3項の規定により、県教育委員会から名簿登録者の登録申込書の写しの提供を受けた市町教育委員会等及び県立学校は、選考結果を県教育委員会に報告する。

- 2 前項の市町教育委員会等及び県立学校は、当該資料の取扱いに十分注意するとともに、学校看護師の選考以外の目的のために使用しないものとする。

(その他)

第6条 この要綱に規定するもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。